

物価高騰対策農業者支援給付金

物価高騰の影響を受けている村内の農業収入がある方に対して、経営の安定を支援するため、給付金を交付します。

対象者

村内に住民票があり、令和5年分の農業収入を申告している

個人・農業法人

給付金

令和5年の農業収入額に応じて

2～5万円 1農業者収入者1回限り

申請対象期間

令和7年 **4月21**日から令和7年 **6月30**日まで

申請方法

提出書類	①物価高騰対策農業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号） ②物価高騰対策農業者支援給付金交付申請に係る宣誓・同意書（様式第2号） ③給付金振込先通帳等の写し（申請書本人名義もしくは法人名義のもの）
提出方法	<u>※申請書は、令和5年分の農業収入を確定申告もしくは住民税申告をしている対象者へ送付しますので、手続きをお願いいたします。</u> <u>※支給要件を満たし、対象であるにもかかわらず、申請書が届いていないという方は、役場産業観光課までお問い合わせください。支給要件については、村ホームページ「物価高騰対策農業者支援給付金」にてご確認ください。</u>
その他	<u>申請日から14～21日までに指定口座へ給付金を振り込みます。</u>
問合せ	東秩父村役場 産業観光課 電話：0493-82-1223（直通）